

旭川河川環境管理基本計画に基づく基本理念

貴重な河川環境と、それが育んできた地域の風土や文化を守り育てるとともに、治水・利水機能と調和した適正な河川空間の保全と創造を図る。

百間川河口水門周辺有効活用の方針（案）

① 現況自然環境の保全

中州の適正な管理
生物生息環境や高島干潟の保全
水質、底泥の改善等による河川環境の保全

② 歴史的功績（治水・新田開発）の継承

河口水門部の歴史的な役割と変遷の継承
河口水門築造に携わった人々の功績の継承

③ 地域風土と地域文化の継承

干拓から始まった地域風土の継承
史跡、名称、祭事など地域文化の継承

④ 地域に親しまれる水辺空間の創造

身近な自然にふれあえる水辺空間の創造
自然観察・散策など自然を活用した
レクリエーション空間の創造
人々がやすらぎ・交流できる河川空間の創造

⑤ 地域社会の意向や将来動向への配慮

周辺施設や周辺計画との調整と連携
地元の意向や既存活動への配慮

河口水門周辺ゾーニング（案）の検討

旭川水系河川環境管理基本計画による空間配置（ゾーン配置）

水域空間

自然ゾーン

- ・ 広い水面のつくる開放的な河川景観の保全を基調とし、原則として治水・利水目的以外の人工的改変を行わない。
- ・ 水面の秩序ある利用を推進する。



陸域空間

自然利用ゾーン

- ・ 百間川の身近な自然とふれあい楽しむことのできるよう野草広場、自然観察広場を整備する。
- ・ 高水敷や水辺の植生を保全するとともに、自然を生かした河岸整備を検討する。

整備ゾーン

- ・ 広い高水敷を活用し、運動広場・野球場・テニスコート等のスポーツ施設や、イベント等の行える多目的広場・芝生広場を整備する。
- ・ 運動施設の配置は連続させることなく、自由に利用できる広場等を適宜配置する。
- ・ 百間川の歴史や文化を学習し、川への親しみを養う場として、歴史の広場を整備する。
- ・ 高水敷と低水路を有機的に結び、より自然的な河川空間を創造し、親水性を向上させるため、緩傾斜護岸や親水護岸を整備する。
- ・ 施設を有機的に結ぶサイクリングコース、遊歩道を整備する。

地域の提案

水防拠点整備について

平常時の活用

- ・テニス、ゴルフ等ができるスポーツ広場として整備する。
- ・会議室や研修室として利用できる施設を設け、地域住民のコミュニティの場として利用する。
- ・桜等を植え、やすらぎの場として利用する。

災害時の活用

- ・一時避難場所を確保する。
- ・防災設備として無線、水舟、風速計、水位計、地震計、照明を設置する。電力は、太陽光や風力を活用する。
- ・「自主防災会」の資材置き場を確保する。

桜並木を登橋下流(沖元1号線沿い)へ延長予定であり、水防拠点箇所も合わせて一体的に整備する。

整備にあたり、ゴミの不法投棄対策も考慮する。

平常時の利用イメージ(現計画)



水質浄化について(全体)

- ・水質浄化を目的として、水際に葦や水生植物を植える。

河口周辺の美化について(全体)

- ・市民の憩いの場、ゴミの不法投棄防止を目的として、河口周辺の堤防に多年草を植える。

周辺道路整備について

沖元1号線について

- ・現水門西側の道路を水防拠点北側にした場合、交差点周辺の沖元1号線の縦断勾配はできるだけ緩くし、防護柵はガードパイプとし車両確認に配慮する。

周辺道路整備について

登橋について

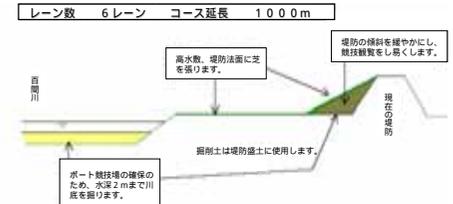
- ・現況の幅員が狭いため、拡幅もしくは取り付け部の改築をする。

漕艇会場の跡地利用について

高水敷を公園・スポーツ広場として活用する。

- ・トイレ、木陰、駐車場等を整備する。
- ・テニス、ゴルフ等ができる場として整備する。

緩傾斜堤防法面を市民が休憩・休めるように草の維持・管理をする。



中州の保全について

- ・百間川橋下流の中州を野鳥が棲みやすい場として保全を図る。



周辺道路整備について

小橋町沖元線について

- ・海岸沿いに直線となるよう改築する。
- ・現水門西側を水防拠点北側に切り替え、あわせて堤防との交差点部や現水門の前後に信号機を設置する。
- ・現水門部及びその前後を7mに拡幅する。
- ・霧対策のため、水門周辺道路に照明を設置する。



歴史の継承について

- ・現水門東側の水門碑を水防拠点内へ移設する等、歴史が継承できる空間を確保する。



三角地(百間川河口東側)整備について

- ・六番川水の公園と一体的に整備する。(桜や遊歩道等)



周辺道路整備について

政津沖元線について

- ・升田邑久郷線より南について、下流端まで延伸する。
- ・清内橋上流も整備する。

桜の植栽について

- ・清内橋周辺の右岸堤防沿い(堤防裏法面)に桜や樹木を整備する。
- ・右岸側同様、左岸堤防沿い(堤防裏法面)にも桜並木を整備する。

